

市町村との連携強化について

県犯罪被害者等支援条例では、「犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること」を目的としている。犯罪被害者等の支援において、推進体制の構築は重要であり、特に医療、保健、福祉等の生活に密着したサービスを提供する県と市町村との連携は必要不可欠である。

県条例における県と市町村の役割等は以下のとおり

高知県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

（県の責務）

第4条 略

2 県は、犯罪被害者等の支援において市町村が果たす役割に鑑み、市町村が犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（市町村の役割）

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 市町村は、国、県及び民間支援団体等との役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮し、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【高知県内の市町村の主な取組状況】

総合的対応窓口は、平成28年に全ての市町村にて設置済み。条例の制定は8市町村、計画の策定は5市町村が行っているが、見舞金や貸付金制度はいずれの市町村も導入していない。また、公営住宅の優先入居は15市町村が導入している。

令和5年4月1日現在

	市区町村数	総合的対応窓口 設置済	条例・計画等の制定・策定の状況				見舞金・貸付金制度導入の状況				公営住宅の優先入居	
			条例		計画等		見舞金		貸付金			
			(特化条例)	(%)		(%)	導入済	(%)	導入済	(%)	導入済	(%)
高知	34	34	8 (2)	23.5	5	14.7	0	0.0	0	0.0	15	44.1
全国	1,721	1,721	835 (606)	48.5	186	10.8	631	36.7	10	0.6	592	34.3

（出典：令和5年版犯罪被害者白書）

(1) 総合的対応窓口

下表のとおり、7月に実施した市町村担当者会でのアンケート結果(全市町村回答)によると、総合的対応窓口の表示については、1市を除くほとんどの市町村で表示をしていなかった。また、相談場所の確保については、23市町村で専用の相談室を設けており、8市町村で空いている会議室等の個室での対応が可能。総合的対応窓口の担当者は、すべての市町村において兼務職員であり、年間の相談実績は29市町村(85.3%)で0件だった。

質問事項	回答内容
① 庁舎内の総合的対応窓口の表示について	<ul style="list-style-type: none"> ・表示あり 1 (3.0%) ・あえてしていない 13 (38.2%) ※規模が小さい自治体のため二次被害対策等として表示していない ・表示なし 20 (58.8%)
② プライバシー保護ができる相談場所の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の相談室あり 23 (67.7%) ・空いている会議室等個室での対応 8 (23.5%) ・準備なし/事案なく検討していない 3 (8.8%)
③ 専任/他の業務と兼務	<ul style="list-style-type: none"> ・専任 0 (0%) ・他の業務と兼務 34 (100%)
④ 犯罪被害者の対応事例(複数回答)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害・虐待(高齢者、児童) 7 ・性的な被害 1 ・事例なし 25 ・集計なし 3
⑤ 年間の相談実績	<ul style="list-style-type: none"> ・0件 29 (85.3%) ・1~5件 2 (5.9%) ・不明 3 (8.8%)

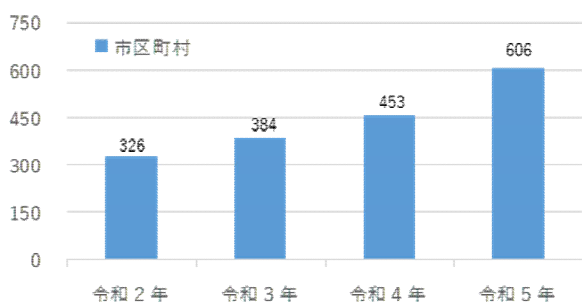
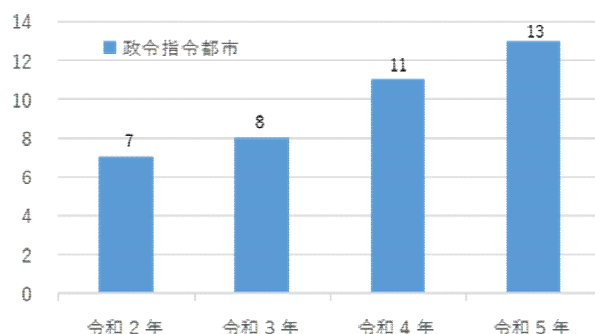
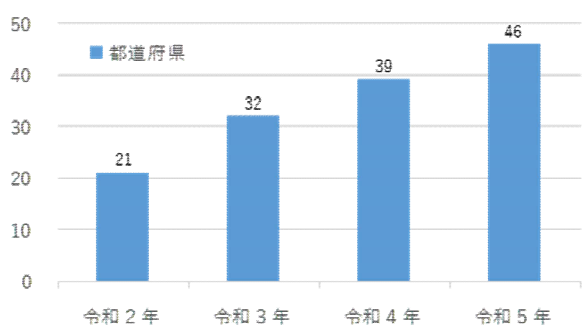
(2) 条例の制定状況

条例の制定については、県内8市町村（特化条例は2町村（中土佐町、日高村））が制定しているが、全国では約3分の1の**606市区町村**が特化条例を制定している。下表を見ると、特化条例を制定した市区町村は年々増加している。

※「特化条例」とは、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例

●地方公共団体における犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定状況（全国）

（令和2～5年版犯罪被害者白書より）



●条例制定にかかる犯罪被害者等の声（警察庁の講演会等の議事録より抜粋）

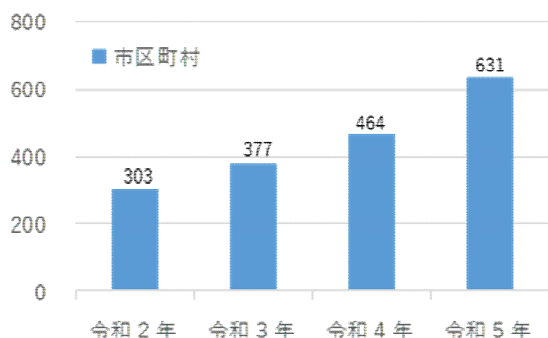
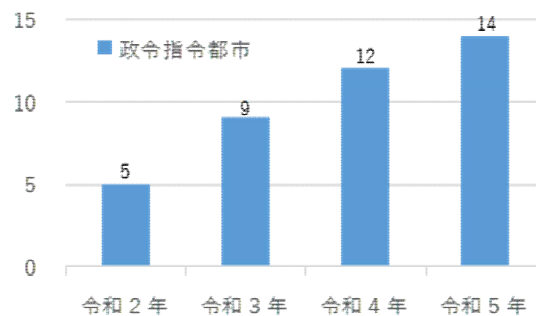
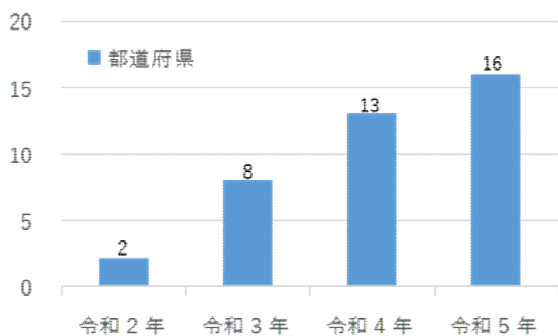
- ・条例の制定は、被害者にとって非常に重要な意味をもつ。**条例は被害者の「拠り所」**であり、制定されると被害者としての権利を主張しやすくなる。
- ・被害者にとって世間の無関心が怖く、行政には一緒に考えてくれる道しるべになってほしい。生活に関する問題は**息長く自治体に関わって欲しい**。
- ・声を上げられず、相談できず、ただただ苦しんで塞ぎ込んでいる被害者や遺族がたくさんいることを知って欲しい。**最も身近な行政である市町村に、安心して相談できる体制が整えられるためにも条例は必要**。
- ・被害者の支援というのは、ただ衣食住が出来ればいいわけではない。条例が制定されるということは、議会が決め、住民全員が同意したということ。**その自治体の住民が温かい、隣の人不幸に目を向けている自治体だという証**。条例をつくるということがとても大事。

(3) 経済的支援制度について

警察庁から、会議等を通じて地方公共団体に対し、できる限り全国的に同水準で見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度が導入されるよう要請されている。本県は、県が補助金制度を導入している一方で、市町村での導入はなし。各市町村での実際の相談事例が少ないためと思われるが、下表のとおり、全国では約3分の1の**631市区町村**で、見舞金の支給制度が導入されている。

●地方公共団体における見舞金制度の導入状況（全国）

（令和2～5年版犯罪被害者白書より）



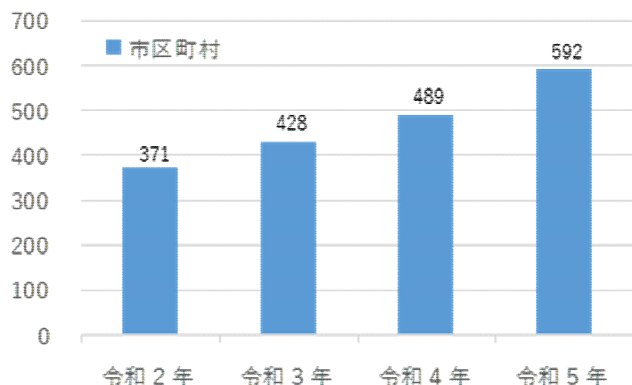
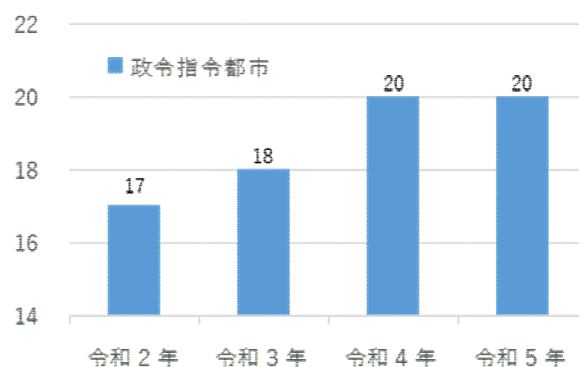
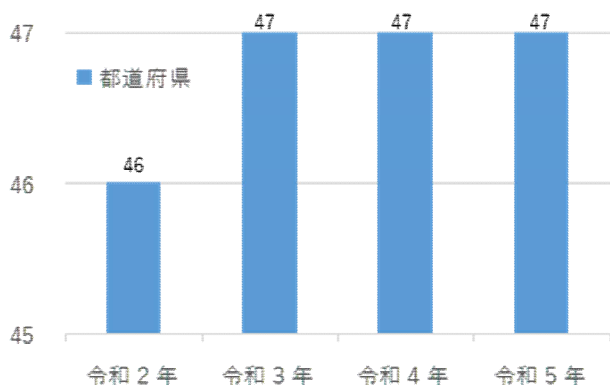
(4) 公営住宅の優先入居について

自宅が犯罪行為の現場となり、居住が困難でかつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に、犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居や目的外使用等について配慮するといった取組が県内 15 市町村で行われている。犯罪被害者等の居住の安定が市町村間で格差が生じることなく適切に行われるよう、県から市町村への情報提供等の取組が重要である。

優先入居制度導入済 市町村（令和 5 年 4 月 1 日現在）

高知市 安芸市 南国市 土佐市 宿毛市 土佐清水市 香南市 土佐町 いの町 仁淀川町
佐川町 梶原町 日高村 四万十町 黒潮町

●地方公共団体における公営住宅への優先入居の取組状況（全国）（令和 2～5 年版犯罪被害者白書より）



【県の市町村支援についてのこれまでの取組】

- ◆令和4年3月 犯罪被害者等支援ハンドブック（別冊資料1「犯罪被害者等支援に関する活用ツール集」、別冊資料2「犯罪被害者等支援相談機関一覧表」を含む。）の改定
- ◆令和4年5～6月 市町村担当課長会を県内3か所で実施
【内容】「県条例・県指針・県補助金について」
「市町村総合的対応窓口の役割・関係機関との連携について」
「民間支援団体こうち被害者支援センターの活動について」
- ◆令和4年9月 市町村担当者会
【内容】「県条例、県指針について」
「市町村総合的対応窓口の役割、関係機関との連携について」
「被害者の置かれる状況とセンターの取組について」
グループワーク（ロールプレイング実施）
- ◆令和5年6月 市町村担当課長会
【内容】「県条例・県指針・県補助金について」
「市町村総合的対応窓口の役割・関係機関との連携について」
「民間支援団体こうち被害者支援センターの活動について」
講演：「犯罪被害に遭うということ」
(犯罪被害者等支援アドバイザー、社会福祉士、犯罪被害者遺族)
- ◆令和5年7月 市町村担当者会
【内容】「県条例・県指針・県補助金について」
「市町村総合的対応窓口の役割・関係機関との連携について」
「民間支援団体こうち被害者支援センターの活動について」
グループワーク（想定事例を用いた事例検討）（中島弁護士）

【県の今後の取組】

地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定・実施する市町村に対して、必要な情報の提供や助言をしていく。

<具体的内容>

- 市町村担当課長会、担当者会の実施
 - ・犯罪被害者（遺族）による講演会を継続し、被害者の置かれた立場や条例等の必要性を感じてもらう機会を増やす。
 - ・実際の相談事例がない市町村が多いため、「想定事例による事例検討」を実施し、被害者に寄り添った支援ができるよう市町村担当者の意識向上を図る。
 - ・市町村の担当者とかうち被害者支援センター相談員との「顔の見える関係づくり」を目指し、連携の強化を図る。
 - ・各市町村にて実施している支援内容や担当部署等の情報が共有できるよう「犯罪被害者等支援ハンドブック」の別冊資料を改めて周知する。
- 全市町村に設置している「総合的対応窓口」について、県民への周知を強化
- 市町村に対し、犯罪被害者等を公営住宅の優先入居対象とすることの積極的な検討を依頼